

議 事 録 (要 旨)

会議の名称	令和元年度第2回国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和元年10月10日(木) 午後2時00分 開会 ・ 午後4時00分 閉会	
開催場所	川越市保健所2階大会議室	
議長(委員長・会長)氏名	会 長 高橋 剛	
出席者(委員)氏名(人数)	副会長 市村 博子 委 員 宮岡 寛 委 員 笛木 栄 委 員 天野 勉 委 員 川目 武彦 委 員 樋口 直喜	委 員 新井 正司 委 員 宇津木 二郎 委 員 田中 國廣 委 員 川口 知子 委 員 田畑 たき子 委 員 柴田 潤一郎 12人
欠席者(委員)氏名(人数)	委 員 島崎 賢一 委 員 得丸 幸夫 委 員 小室 万里 委 員 宮本 将彦	委 員 藤田 龍一 委 員 増田 俊和 委 員 小川 俊夫 委 員 谷戸 典子 8人
議事録署名人	委 員 宮岡 寛 委 員 川目 武彦	
事務局職員氏名	保健医療部部長 財政部収税課課長 収税課副課長 保健医療部副部長兼国民健康保険課課長 国民健康保険課副課長 国民健康保険課主幹 国民健康保険課副主幹 国民健康保険課副主幹	神田 宏次 松本 裕樹 阿部 雅一 松本 清一 今井 真人 佐藤 尚美 熊谷 紫宝 大津 靖久
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議題 (1) 医療保険制度全般に係る現状等について (2) 課税限度額の改定について (3) その他 4 閉会	

<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度第2回国民健康保険運営協議会次第</li> <li>・ 令和元年度第2回国民健康保険運営協議会資料一覧</li> <li>・ 資料1 医療保険制度全般に係る現状等について</li> <li>・ 資料2 課税限度額改定の影響額（令和2年度課税分試算）</li> <li>・ 資料3 国民健康保険税が課税限度額となる世帯の可処分所得比較表</li> <li>・ 参考資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度答申書（川越市国民健康保険税の賦課限度額及び税率等の改定について）</li> <li>・ 冊子 国保のすがた（国民健康保険中央会）</li> </ul> </li> </ul>
-------------	---

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	1 開 会 ○会議資料の確認
高橋会長	2 挨拶 ○高橋会長の挨拶  ○傍聴希望者の確認（なし）
事務局	○欠席委員報告（8名 島崎委員、藤田委員、得丸委員、増田委員、小室委員、小川委員、宮本委員、谷戸委員）
事務局	○議事録署名委員指名（宮岡委員、川目委員）
事務局	3 議 題 (1) 医療保険制度全般に係る現状等について ○事務局から資料に基づき説明
柴田委員	○質疑 丁寧な説明をありがとうございました。 今のお話にあった最後の方、資料の24ページに総報酬制の話がありましたが、報酬に応じて、所得に応じて負担し合おうという流れだのご説明いただき、そして国保の方もそういう方向だという話だと思っています。それで、24ページの右の後期高齢者のところですが、協会けんぽの補助が2,400億円で、そこから財源1,700億円を国保へというところですが、そもそも協会けんぽが減った分は被用者保険に移っただけで、従ってそこから財源をとると、協会けんぽからというよりも被用者保険全体から、所得の高い人から多く取った分1,700億円を国保の方に回しましたよという話で、協会けんぽだけじゃなくて、実は健保組合の方が、負担が大きくなったという話だと思います。  それから、冊子「国保のすがた」の8、9ページのところで、国保と被用者保険の年齢の差、あるいは所得の差というところをご説明いただきましたが、9ページの下の方の参考の図のところとリンクして説明させていただきます。8ページの図で、加入者平均年齢が国保は50歳を超えていて非常に高く、医療費と年齢の関係は、年齢が高い方が医療費は高くなるので、当然一人当たり医療費が35万円と高くなっている。ここについては、9ページの下の方の表の右側の前期高齢

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
柴田委員	<p>者交付金が、先ほど言った被用者保険の方から来ていますが、これが約 1/3 になります。収入の約 1/3 がこういう形で若い世代が多い被用者保険から来ていて、それが 8 ページの年齢差から派生する一人当たりの医療費の差をここで調整していると読み取れます。</p> <p>それともう一つ、所得格差については、9 ページの下の表の 2 つの枠、前期高齢者交付金を除いたところですが、この 50%は税金でやりましょうということになっています。なぜそうなっているかというと、要は所得格差があるから、所得の分を調整するのに日本全体が集めたお金を出しましょうということで、ここに 5 割、税金が入って、8 ページの一人当たりの所得の差を埋めている。従って国保の方が、当然所得が少なく年齢が高いので、ここは税金なり健康保険全体の中から調整が行われているというところが実態であります。そして今度は国保の中で、所得に応じてどこまでできているかというところで、高い人からもうちょっともらったら限度額引き上げましょうということになっているのだろうと思っています。追加で恐縮だったのですが、説明させていただきました。</p>
事務局	<p>先ほど申し上げなかったのですが、8 ページの下から 2 つ目、公費負担というのがございます。国民健康保険は公費として 50%ですが、協会けんぽや組合は全く公費が入っていないかということ、公費は入っています。被用者保険の方は、勤めたところで半分持っていた入っていますが、公費も当然一部は入っているということです。</p>
柴田委員	<p>協会けんぽも 16.4%入っているのですけれども、健保組合は入っていませんので、従って先ほど言った所得調整が健保組合と協会けんぽの所得調整で、14%ちょっと入っているということなので、全体の中の所得調整で、公費で調整しているという意味です。健保組合は入っていません。</p>
事務局	<p>そのように、全部が全部ではなく、一部は公費が入っていますということをご説明させていただきました。</p>
川口委員	<p>確認ですが、先ほどのご説明で、国保に 1,700 億円の支援金が入ってきた。協会けんぽ等々からの 2,400 億円のうちの 1,700 億円が国保に入ってきたというお話がありましたが、これは一過性のものではなく、今後毎年、1,700 億円という決まった金額というのが入ってくるのでしょうか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>こちらの方につきましては、堅持して1,700億円これからも入ってくるという聞いております。</p>
川口委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>今までご説明いただいた医療保険制度全般に関わる説明、非常によくわかりました。いろいろな保険者で、高齢者の医療費をどう負担していくのか、全体でもっと高所得者の人達からちゃんと負担していただきましょうという流れがあるというご説明がありました。</p> <p>その中でも、国保特有の課題、問題だと思いますが、昨今の少子化で、川越市の出生率は全国平均、県平均よりも非常に低い状況で、今、子どもがなかなか増えていかないという現状があります。</p> <p>国保は、子どもの均等割は依然として課題がありまして、協会けんぽは所得に応じてですが、国保は所得に応じてということではない。そうした中で、子どもをどう社会が育てていくのか、その負担の考え方が、この中では一切触れていないですよ。なので、非常に課題があると思います。同じ国保で同じ所得、また協会けんぽと同じ所得の人でも、可処分所得は低いですから、国保の方々はそういう意味では、例えば、起業して自分のところでお店出してやってみようという人もなかなか今後少なくなってきてしまう制度なのかなと考えます。その考えはどうなっているのですかね。</p>
事務局	<p>可処分所得の話は、これが終わりましたら、前回のご質問への回答の中で、お答えさせていただきます。</p> <p>今、川口委員さんからいただいたご意見につきましては、令和元年6月12日に、全国市長会で、国民健康保険の子育て世代への負担軽減ということで、子どもに係る均等割や保険料（税）を軽減する支援制度を創設するということと、必要な財源を確保するということを「国民健康保険制度全般に関する重点提言」として、他のことも併せてまとめて提言しておりますが、それとは別で、引き続き、国の方へしっかりと川越市として要望していきたいというのが、今のところの考えでございます。</p> <p>均等割については、独自で制度を設けているところもありますけれども、そういったことによらず、恒久的な仕組みを作ることがこの制度を堅持していくこと、また国民皆保険制度を引き続き安定化させるため必要と考えておりますので、こちらにつきましては、引き続き全国市長会、また中核市会でも同じことをしておりますので、挙げていきたいと考えております。以上でございます。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
川口委員	<p>今のお答えに対しては、国全体の話になりますが、本来自治体としての役割もあると思っています。自治事務の範疇でできることがあるので、ふじみ野市では第3子の均等割を無くしていくという制度もありますし、そういった何らかの手立てを川越市で打っていかないと、川越市は県平均よりも出生率が低い訳だから、その自治体が置かれている課題、状況がありますので、そういったところも加味しながら国保の運営をしていかなければ、総合計画に沿った姿を国保も取っていけないと思います。これは意見です。</p>
事務局	<p>(2) 課税限度額の改定について</p> <p>○事務局より、第1回協議会で『国民健康保険税改定に係る基本的な考え方』より、国民健康保険税の課税限度額引き上げについての考え方』の説明の際の委員からの質問に対して、資料に基づき説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税限度額を一万円ずつ引き上げた場合はどうなるのか 資料2に基づき説明。</li> <li>・限度額に達する場合の可処分所得について 資料3に基づき説明。</li> <li>・前回資料11 ページの見方について説明。</li> </ul>
川口委員	<p>○質疑</p> <p>資料3において、可処分所得というのが12.86%から13.31%ということで、国保の割合が3万円分高まると、所得税で少し軽減があるのでその差し引きはありますが、子どもが2人いる4人世帯の場合、他のモデルケースの状況と比べても、国保の割合というのが、どうしても上がってしまうという現状が分かりました。</p> <p>では、この所得階層の方々は、この表では限度額が93万円、94万円、95万円、96万円とありますけれども、協会けんぽだといくらかになるのか、お伺いしたいと思います。</p>
事務局 (松本)	<p>協会けんぽにはそういった負担がございませんから、簡単に言えば国保のような状況ではなく、変わりがないということになると思います。保険料は計算しないと出てこないのので何とも言えませんが、協会けんぽですと、この部分の負担はないということです。</p>
川口委員	<p>基礎課税の分はどうですか。</p> <p>均等割の部分だけじゃなくて、単身であっても基礎課税分というか、一人世帯においても扶養がない場合であっても、国保の保険料というのは課税限度額で見えますが、協会けんぽと比べて変わら</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
川口委員	<p>ないという状況がありますか。</p> <p>以前議会の質疑では、一人世帯で1.5倍くらいの差がありまして、これはどうなのかなと思ひまして、伺いました。</p>
高橋会長	<p>(暫時休憩いたします。)</p> <p>(再開いたします。)</p>
事務局	<p>協会けんぽのおひとりの方の限度額ですが、標準報酬月額ですと、最高限度額が139万円となっております、その方の介護保険分を含めない健康保険料だけですと、一月あたり68,040円となりまして、1年間といたしますと、816,480円となります。</p>
川口委員	<p>今ご答弁いただいたのは、介護保険料なしということでしたけれども、年額でいうと81万円の健康保険料が発生しているという、ざっくりとした試算でございました。そうすると、国保よりも医療分は、高いということになってくるのかと思ひますが、現在国保の最高限度額の単身の方は、医療分は協会けんぽより低い金額の保険料を払っているということで、よろしいですか。</p> <p>いただいた試算の表は、介護保険は含んでいますか。</p>
事務局	<p>含んでいます。</p> <p>介護保険を有りといたしますと、一年間で960,768円になります。協会けんぽの方も一年間の最高限度額になります。</p>
川口委員	<p>分かりました。</p> <p>単身の方でいうと、今、国保も協会けんぽもこの最高限度額の違いはほとんどないということではよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>現在の国民健康保険の最高限度額ですと、93万円ですが。</p>
川口委員	<p>所得において。この8百数十万円の単身の世帯においてです。</p>
事務局	<p>変わりはないです。</p>
川口委員	<p>確認させていただきました。</p> <p>であるならば、やはりモデルケース1の、子どもがいる4人世帯のところの保険料の話になってくるのかなと思ひました。</p> <p>やはり、ここのモデルケースで見ても、一番国保の割合が高くなっ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
川口委員	てしまう。この限度額3万円の引上げで、子育て世代の階層の方々は、より国保の割合が高くなるということだという認識をしました。
事務局	<p>おっしゃるとおりで、ここの部分は医療分だけで、支援金と介護分は限度額を上げませんので、ただ単に医療分を1万円ずつ上げていったら可処分所得の部分で割合がどうなるかというのをシンプルにお見せする表でございます。</p> <p>前提条件として、介護を有る無しでやると分からなくなりますので、支援金と介護分は含んでいるけれどもそこは変えないで、医療分だけ1万円ずつ上げたら、可処分所得に対して、負担がケース1の子どもがいるパターンの方が、ケース3の子どもがいないパターンよりも均等割分がかかりますので多くなるというシンプルな表でございます。川口委員さんもおっしゃっているとおり、結論的に言いますと、やはり均等割の部分が、国民健康保険の場合には影響が出てくるということが、この表から明らかであるということです。</p>
高橋会長	<p>よろしいでしょうか。他にご質疑はございませんか。</p> <p>それでは、ご意見が出尽くしたようでありますので、皆様、課税限度額の改定につきましては、諮問のとおり決定することよろしいでしょうか。</p>
川口委員	<p>ただ今、議論のとおり、子どものいる世帯に対しての支援というのはこれからということで、今回の限度額の引き上げに関しては何ら加味されておらず、やはり同じ階層、世帯構成の協会けんぽと、国保では非常に保険料が高くなってしまいうということで、国保の保険税率も割合が上がってしまうということがありましたので、答申の中にぜひその課題を入れていただきたいと思います。</p> <p>協会けんぽはもう139万円が限度額だと言いましても、国保の現状からすると、そうした均等割、人头税も子どもの部分の配慮がなされていけませんので、そういった課題を残したまま限度額だけ引き上げられてしまうというのは、問題であると思います。また消費税も上がりまして、負担する側の状況もありますので、しっかりと今の社会情勢も見極めながら、時期についてもきちんと検討するべきだと思いますので、こういった意見も附していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	答申案につきましては、参考として前回の内容をお示しさせていただきましたが、今の内容につきましては、今日この場でまとめさ



議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>せていただいて、そこを附言として入れさせていただきたいと思えます。</p> <p>おまとめいただく内容として、先程来から子どもの均等割軽減について、事務局側も国、県へ要望していくというお話は前回もしていますが、また他市の状況についてもよく見ていただきたいということもございましたので、</p> <p>「子どもの均等割軽減について、国や県に要望していくこと、併せて他市の軽減状況等を注視すること」という形で、いかがでしょうか。</p> <p>時期についてはいかがでしょうか。</p>
川口委員	<p>「社会情勢を踏まえて、時期についても考慮していただきたい。」 はいかがか。</p>
事務局	<p>附言案読み上げ</p> <p>1. 子どもの均等割軽減について、国や県に要望していくこと、併せて他市の軽減状況等を注視すること。</p> <p>2. 課税限度額改定の際は、社会情勢を踏まえて、時期についても充分考慮していただきたい。</p>
高橋会長	<p>(暫時休憩いたします。)</p> <p>(再開いたします。)</p>
事務局	<p>答申案配布 読み上げ</p> <p>(附言)</p> <p>1. 子どもの均等割軽減について、国や県に要望していくとともに、併せて他市の軽減状況等を注視していただきたい。</p> <p>2. 課税限度額改定の際は、社会情勢を踏まえて、充分考慮していただきたい。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>ただ今の内容で答申とさせていただきたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
高橋会長	<p>それでは、この答申の内容で、後日協議会を代表し私と市村副会長が市長に答申をいたします。答申が終わりましたら、事務局は答申</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋会長	書の写しを委員の皆様にお送りください。
事務局	<p>(3) その他</p> <p>○事務局から、第1回運営協議会で委員から質問があった事項について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保事業費納付金が、平成29年度までの後期高齢者支援金等や介護納付金等を足した金額よりも増えている理由について。</li> <li>・「平成30年度川越市国民健康保険赤字解消・削減計画の結果について」の中でご質問頂いた内容に関する、その後の対応について。</li> <li>・「平成30年度特定健康診査等及び第2期データヘルス計画の結果について」の中でご質問、ご意見をいただいた内容に対する今後の対応について。</li> </ul> <p>○質疑 特になし。</p>
市村副会長	<p>4 閉会</p> <p>○副会長から閉会の挨拶</p>